

まちづくりに市民の声を

20年度お便り広聴(直通便)事業

市は、市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めようと「お便り広聴(直通便)」を本年度も実施しています。まちづくりの主人公の声として10月末現在で、市民28人から37件の提言が寄せられています。引き続き皆さんからの提言をお待ちしています。なお、「お便り広聴(直通便)」の提言用紙は、5月に配布しているほか、この広報とともに各世帯に1枚ずつ配布します。担当は、市企画総務部総務課広報統計係(☎76-2111、内線1218)。



**まちづくりの提案
お待ちしております**

市は、市民の皆さんからまちづくりの提案やアイデアを寄せてもらう「お便り広聴(直通便)」を実施しています。提言用紙は、この広報とともに各世帯に1枚ずつ配布します。郵便、ファクス、総務課へ持参のいずれかの方法で受け付けます。提言は、市長が直接目を通し、担当課へ指示を出します。提言者には、総務課が提言受理通知を送付するほか、回答が必要な提言については担当課が回答します。

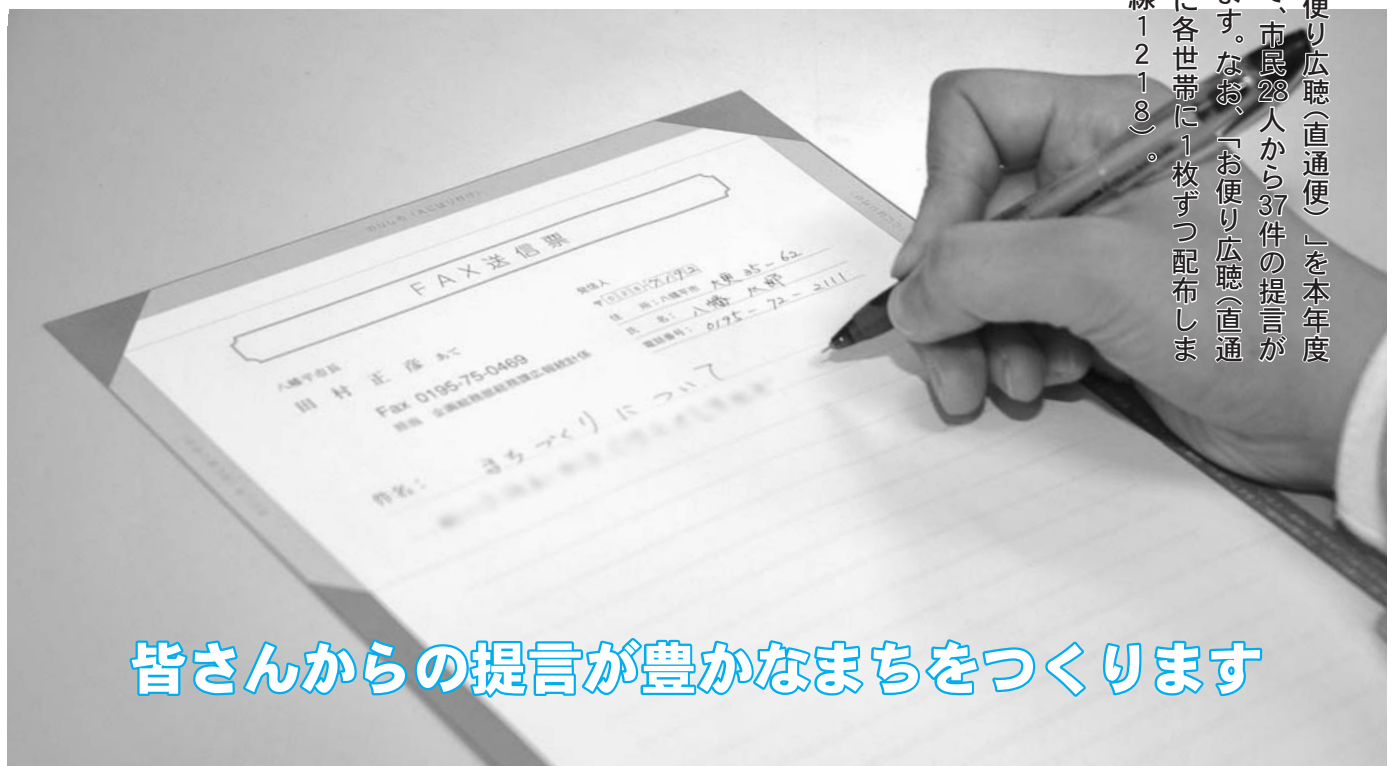
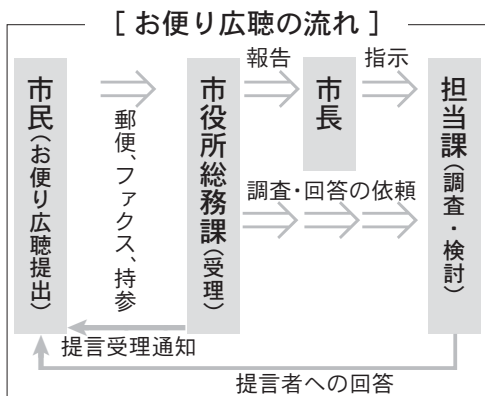


**回答ができない
提案もあります**

寄せられた提言には、内容によって、市が回答しない(できない)ものがあります。回答しない(できない)提言の内容は、次の①〜⑥に該当するものです。ただし、要望や、

意見、匿名のものについては、回答はしませんが、市政運営の参考にします。

- ① 特定の個人や団体を誹謗・中傷するものや、プライバシーに関するもの
 - ② 営利を目的としたもの
 - ③ 思想や宗教に関するもの
 - ④ 本来、市が回答するべきでないもの
 - ⑤ 個人・特定の地域に関する要望、意見
 - ⑥ 匿名によるもの
- (⑤と⑥は、市政運営の参考にします)



皆さんからの提言が豊かなまちをつくれます

漆の可能性に挑戦する漆作家の競演

漆作家IN八幡平市を開催



展示会に出品した漆作家の皆さん(左から島川千世さん、工藤理沙さん、藤森由美子さん、坂根雄心さん)

市内で活動する漆作家11人の作品を集めた「漆作家IN八幡平市」は11月24日まで、安比塗漆器工房で行われ、漆器の新たな魅力を伝えていきます。出品している漆作家は、全員が安代漆工技術研究センターの卒業生。関西や関東出身の作家もいますが、安比塗りに魅了され、市内に残り創作活動が続けています。

漆作家の一人で安比塗漆器工房の島川千世さんは「市内に11人もいる作家が一堂に会する機会が今まで無く、こういう展示会を開けば面白いのではと思ったのが開催のきっかけ。新たな漆器の魅力に驚く人も多い。展示会をすることで作家も活動にさらに意欲を持ってもらう。漆の可能性をもっと多くの皆さんに知って欲しい」と展示会への思いを語ってくれました。

会場には蒔絵が施された漆器や紙で作られた漆器など趣向を凝らした作品が並べられ、訪れる人の目を引き付けていました。新商品の拭漆のタンブラーや漆型染めのTシャツなど、今後も漆作家の皆さんの活動からは目が離せません。

排水設備の設置には市の制度を活用してください

市は、排水設備の普及を促進するため、設置費用の融資あっせんとその借入金の利子補給をしています。

■排水設備改造資金融資

▷融資の対象者

- ①処理区域内にある建物の所有者または占有者(占有者の場合は建物所有者の同意が必要)
 - ②市税および汚水処理事業の負担金・分担金を滞納していない
 - ③生計が別で、市税および汚水処理事業の負担金・分担金を滞納していない連帯保証人1人がいる
 - ④供用開始の告示の日から3年以内に行う排水設備工事である
- ▷20年度で3年目を迎える区域(最終年度)
- ・公共下水道 大更地区の北村の一部、田頭地区

の館腰・町組・薬師のそれぞれの一部

- ・農業集落排水 平館・寺田南地区の椀沢・笹目・川原目・上関・荒木田のそれぞれの一部、北寄木地区の北寄木の一部

※新築家屋の排水設備工事は対象になりません

▷融資の内容

①融資限度額

- ・一戸建て一般住宅や店舗など 100万円以内
- ・アパートなどの共同住宅 200万円を限度に1世帯50万円以内

②償還期間 5年以内

■利子の補給

年利4%までの範囲内で利子を補給します。利子の補給は市から金融機関に直接支払われます。詳しくは、市上下水道部下水道課(☎・内線2213)まで。